

# 土木学会四国支部インターネット活用委員会内規

平成10年12月 8日制定

平成23年 5月13日一部改正

平成25年11月13日一部改正

## (目的)

第1条 土木学会四国支部インターネット活用委員会（以下「委員会」という。）は、土木学会四国支部（以下「支部」という。）の広報活動を、インターネットを活用して積極的に推進することを目的とする。

## (業務)

第2条 委員会は支部長、幹事長の意を受けて次の業務を行う。

1. インターネットを利用した広報活動の企画立案および管理運営
2. インターネットを利用した支部会員への情報提供
3. インターネットを利用した社会一般への広報
4. 幹事会並びに各委員会への記事作成、更新の依頼
5. その他、インターネットを活用した支部活動
6. 以上の事柄に係わる計画・成果の支部長および商議員会への報告

## (組織および構成)

第3条 委員会の組織および構成は次のようにする。

1. 委員長（1名）、委員（10名以内）、幹事（若干名）で構成する
2. 委員長は支部長がこれを委嘱する
3. 委員・幹事は会員の中から委員長が選任する
4. 各地区幹事長は委員になるものとする
5. 事務局より幹事若干名を選任する
6. 委員会は必要に応じ、期限を限って専門部会をおくことができる
7. 専門部会は部会長および部員から構成される
8. 部会長は委員の中から、委員長が委嘱し、部員は部会長が選任する

## (存続期間および任期)

第4条 委員会は常置の委員会とし、委員の任期は特には定めない。

## (運営要領の制定)

第5条 委員会は運営要領を定め商議員会に諮らなければならない。

## (変更)

第6条 本内規は商議員会に諮り変更することができる。

## 附 則

1. この内規は、平成10年12月8日から施行する。
2. この変更内規は、平成23年5月13日から施行する。
3. (平成25年11月12日商議員議決) この変更内規は、平成25年11月13日から施行する。